建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号。以下「法」という。)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号。以下「政令」という。)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(法人等の申請又は報告)

- 第二条 法、省令又はこの規則の規定により申請又は報告をしようとする者(<u>次項</u>において「申請者等」という。)が法人である場合においては、当該申請書又は報告書にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。
- 2 代理人が、申請者等に代わって、法、省令又はこの規則の規定により申請又は報告をしようとするときは、当該代理人は、当該申請書又は報告書に当該申請者等の委任状を添えなければならない。

(通行障害建築物の要件の特例)

- 第三条 省令第三条の規則で定める場合は、当該建築物の敷地の地盤面(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第二項に規定する地盤面をいう。)が前面道路の路面の中心より低い場合とする。
- 2 省令第四条の規則で定める距離は、政令第四条第一号イ又は口に定める距離に、それぞれ前項の 建築物の敷地の地盤面の高さと同項の前面道路の路面の中心の高さとの差に相当する距離を加え たものとする。
- 3 省令第四条の二第二項の規則で定める距離は、前面道路の幅員の二分の一に相当する距離に、第 一項の建築物の敷地の地盤面の高さと同項の前面道路の路面の中心の高さとの差に二・五を乗じて 得た数値を加えたものとする。
- 4 前項の規定により計算した距離が二メートル未満となった場合は、同項の規定にかかわらず、当 該距離は二メートルとする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告の添付書類)

- 第四条 省令第五条第四項の規則で定める書類は、次に掲げる図書又は書面とする。
  - 一 耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書面の写し
  - 二 その他知事が必要と認めた図書又は書面

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請の添付書類)

- 第五条 省令第二十八条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる図書又は書面とする。
  - 一 当該認定の申請に係る計画が法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書面の写し
  - 二 その他知事が必要と認めた図書又は書面
- 2 法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項に規定する計画の認定を受けようとする場合には、省令第二十八条第二項に規定する構造計算書の添付は要しない。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請の添付書類)

- 第六条 省令第三十三条第一項及び第二項第二号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる図書又は書面とする。
  - 一 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第十二条第一項の規定による報告を要する建築物 にあっては、認定を申請しようとする日の直近に知事に提出した当該報告に係る報告書の副本の 写し
  - 二 前号の報告を要しない建築物又は同号の報告を要する建築物のうち建築基準法第七条第五項 若しくは第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けてからまだ当該報告を行ってい ないものにあっては、施工状況報告書(様式第一号)
  - 三 その他知事が必要と認めた図書又は書面
- 2 省令第三十三条第二項第一号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める図書又は書面とする。
  - 一 建築物の耐震診断を実施した場合
    - イ 前項第一号及び第二号に掲げる図書又は書面
    - ロ 当該申請に係る建築物が法第二十二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合している ことを知事が適切であると認めた者が証する書面の写し
    - ハ その他知事が必要と認めた図書又は書面
  - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修を実施した場合
    - イ 前項第一号及び第二号に掲げる図書又は書面
    - ロ 当該申請に係る建築物が法第二十二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合している ことを知事が適切であると認めた者が証する書面(耐震診断及び耐震改修のそれぞれについて 証されているものに限る。)の写し
    - ハ 建築物の耐震改修工事の施工状況報告書(様式第二号)
    - ニ その他知事が必要と認めた図書又は書面
- 3 法第二十二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする場合には、省令第三十三条第二項第一号に規定する構造計算書の添付は要しない。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請の添付書類)

- 第七条 省令第三十七条第一項第三号の規則で定める書類は、次に掲げる図書又は書面とする。
  - 一 当該申請に係る区分所有建築物が法第二十五条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書面の写し
  - 二 その他知事が必要と認めた図書又は書面
- 2 法第二十五条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合しないものとして同項の認定を受けようとする場合には、省令第三十七条第一項第二号に規定する構造計算書の添付は要しない。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告の添付書類)

- 第八条 省令附則第三条において準用する省令第五条第四項の規則で定める書類は、次に掲げる図書 又は書面とする。
  - 一 耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書面の写し
  - 二 その他知事が必要と認めた図書又は書面

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年十一月二十五日から施行する。

(平二六規則五五・旧附則・一部改正)

(特例)

2 第八条第一号の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に法附則第三条第一項の耐震診断が完了した同項に規定する要緊急安全確認大規模建築物であって、特別の事情があるものとして知事が認めるものに係る同項の規定による報告を行う場合には、同号に掲げる写しの添付を要しないものとする。

(平二六規則五五・追加)

附 則(平成二六年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行する。

(平二七規則二四・追加)

附 則(平成二七年規則第二四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第四条第一号の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第七条の耐震診断が完了した同条に規定する要安全確認計画記載建築物であって、特別の事情があるものとして知事が認めるものについて同条の規定による報告を行う場合には、同号に掲げる写しの添付を要しないものとする。
- 3 この規則による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(令元規則五四·追加)

附 則(令和元年規則第五四号)

この規則は、公布の日から施行する。

(令三規則四・追加)

附 則(令和三年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。